

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第64条に基づき、この法人が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準等)

第2条 この法人は、寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているときは、その寄附金等を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により特別の利益を受ける場合
- (2) その他本会の運営上支障があると認められる場合及び寄附金等の受け入れが社会通念上不適当と認められる場合

(寄附金等の種類)

第3条 この法人受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
 - (2) 特定寄附金 使途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金
 - イ 使途特定寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ使途を特定するもの
 - ロ 募集特定寄附金 この法人が募集に当たりあらかじめ使途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）をもって理事会の承認を得た上で募集するもの
- 2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(受入手続)

第4条 寄附金等をこの法人に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む。）にて寄附金の申込みを行う。

- 2 この法人は、前項により寄附金の申込みを受理したときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄附金等の受け入れを行う。
- 3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、遅滞なく受領書等必要な書類を送付する。

(寄附金等の取扱い)

第5条 一般寄附金については、その50%以上を定款第3条の公益目的事業費に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。

2 使途特定寄附金については、その80%以上を寄附者の特定した使途に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。

3 募集特定寄附金については、募金目論見書に従い使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。この場合の管理費は募集総額の20%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第6条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページ等において募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者には事後に交付することができる。

(募金に係る結果の報告)

第7条 この法人は、募集特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ等における公開に代えることができる。

(情報公開)

第8条 この法人が受領する寄附金については、公益認定法施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報の保護に関する規則に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、この法人が公益認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

令和4年7月27日改定